

●○○●○○●○○●○○●○○●

東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2728

2011.5.11

<http://www.tse.or.jp/>

○○●○○●○○●○○●○○●○○

=====

【本日の目次】

1.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の2.を抜粋しております。

=====

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No35

証券検査について(その9)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

「証券検査について(その6)」からは、2月8日に公表した、「投資助言・代理業者に対する検査結果について」を採り上げ、今回は、検査結果に基づく具体的問題事例のうち、1 投資助言・代理業を逸脱する行為等の「(2)無登録業者に対する名義貸し等(4先)」を紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うこととした。

今回も、前回に引き続き、具体的事例のご紹介を行うこととしたい。

今回は、これまでの 1 投資助言・代理業を逸脱する行為等につき、2 投資助言・代理業上の不適切な行為を採り上げたい。

2 投資助言・代理業上の不適切な行為には、二つの問題類型が見られた。一つが、「(1)顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等)」であり、もう一つが「(2)基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)」である。

今回ご紹介する「(1)顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等)」とは、以下の金

商法の規制に反することが問題となるものである。

すなわち、投資助言・代理業者は、広告を行う際には当該広告中に法定の記載事項を明記し(同法第37条第1項)、かつ、著しく事実と相違する表示をしたり、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされている(同条第2項)。また、投資顧問契約の締結・勧誘に関して虚偽の表示をする行為等も禁じられている(同法第38条第7号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号)。更に、投資顧問契約を締結しようとし、及び締結したときは、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面といった法定の書面を顧客に交付することが義務付けられている(同法第37条の3及び第37条の4)。これらの規制は、いずれも、顧客に対して、契約締結の判断の前提となる情報、締結した契約に関する正確な情報等が適切に提供されることを確保することを目的とするものである。

しかしながら、検査において、広告について、その記載事項に不備があった事例や虚偽の表示等をした事例、事実と反する表示のある勧誘資料により投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた事例、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面を交付していなかったり、それらの記載事項に不備があった事例といった顧客に対する情報提供が極めて不適切なものとなっていた事例が多数認められた。これらのうち、広告において虚偽の程度が著しいものや契約締結前交付書面を顧客に全く交付していないもの3件については、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、行政処分を求める勧告を行った。

例えば、(株)フォレスト出版は、投資助言業の顧客獲得を目的とした広告において、1)当社社員をモデルとした投資家A氏という架空の人物を創作し、当社の配信している無料メールマガジンに「『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家A氏。A氏が推奨した新興株は、7割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。また、2)当社ホームページに「ストップ高率7割を誇る株式情報をご提供します。」と表示していたものの、当社が買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は7割を大きく下回っており、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実と相違する表示を行ったものである。このため、当委員会は行政処分を勧告し、当社は金融庁から一ヶ月の業務停止命令及び業務改善命令を受けている。

また、(株)Jouleは、ホームページに「会員様の声」として「運用実績」等を紹介しており、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容の広告を公開していた。しかしながら、そもそも当社には該当する顧客は存在せず、また、ホームページを作成した当社社長は、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実と相違する広告を公開していたものである。このため、当委員会は行政処分を勧告し、当社は金融庁から一ヶ月の業務停止命令及び業務改善命令を受けている。

こうした違法行為は、業者の側は、多くのケースで「わかったうえで」行っているものであり、法令遵守意識の低さが改めて問われるものとして、顧客を食い物にするような営業姿勢を基本的に改める必要がある。投資家の方々も、あまりに極端な広告の内容や、契約前・契約締結時に法令で定められた書面が

交付されない場合は、契約の段階に進まれる前に、金融庁や法テラス、投資顧問業協会等へのご相談・ご照会をお勧めする。当委員会においても、アンテナを広く張り、極端な内容の広告等に目を光らせるところであるが、投資家の方々からの「この広告は本当か」といった情報や苦情が得られれば、検査対象先を選定し、迅速に対応することが可能となる。くれぐれも、安易に契約段階に進まねず、ご不信があれば関係先へのお問い合わせを行っていただければと思う次第である。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>